静岡市立清水病院広告付き案内板設置業務

仕 様 書

1　業務名称

静岡市立清水病院広告付き案内板等設置業務

2　業務内容

静岡市立清水病院内において、来院者の情報提供サービスの向上と地域医療推進等を図るため、事業者が、連携医療情報および病院情報並びに広告枠が一体となった広告付き案内板等を作成・設置するとともに、同広告枠に掲載する事業者等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

3　設置場所

静岡市清水区宮加三 1231 番地

静岡市立清水病院 1 階

① 検査・入院説明センター前柱横

② 受付カウンター上部

③ 正面玄関風除室西側壁面

（別紙のとおり）

4　案内板の仕様等

案内板等の仕様等は次のとおりとする。

（1）検査・入院説明センター前柱横

ア　本体の大きさは次のとおりとする。

縦（高さ）2,100 ㎜×横（幅）5,200 ㎜×（奥行）700 ㎜程度とすること。

イ　広告付き案内板の構成は、病院情報枠、連携医療機関情報枠、広告枠とする。

ウ　材質、デザイン、構造等

① 自立式床置き型で移動用車輪がついており、転倒防止対策を十分講ずること。

② ボンデ鋼板等の強度・耐久性に優れた素材を使用すること。

③ 設置場所が病院内であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるよう配慮すること。

④ 鋭利な角や縁、突起物がない構造とし、病院利用者に危険を生じさせることがない構造とすること。

⑤ 55 インチ程度のタッチ式モニターを 1 台および 55 インチ程度のモニター1 台・43 インチ程度のモニターを 2 台設置すること。

⑥ 病院情報用枠は、USB を介し、病院側更新できるものとする。

エ　連携医療情報の仕様

① 病院が提示する連携医療機関の基本情報（医療機関名称、診療科目、住所）の表示を

行ない、タッチ機能を利用し、地域、診療科目の順に検索できる機能を有すること。

② 病院の連携機関に限った検索サイトを構築すること。また、モバイル端末からQRコードを介したアクセスを可能とし、地域・医療機関名・症状などを入力することで検索が可能なものとすること。

（2）受付カウンター上部

ア　広告および病院広報用モニターを設置すること。

イ　固定金具にて設置し、落下等に対する防止策を十分講ずること。

ウ　50インチ程度のモニターを設置すること。

エ　病院に関する情報や民間企業の広告や診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報を配信するものとする。

（3）正面玄関風除室西側壁面

ア　院内案内、フロア図を含んだ案内板を設置すること。

イ　縦（高さ）860㎜×横（幅）1800㎜程度とすること。

ウ　1年に1度は表示面を更新すること。

エ　脱落等に対する防止策を十分講ずること。

（4）広告内容の責任

ア　広告を掲載できる者および広告内容等については、静岡市広告掲載取扱要綱および静岡市広告掲載基準に定めるとこととする。

イ　広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、病院は一切の責任および負担を負わない。

ウ　事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保障すること。

エ　病院に対して、第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、病院は責任及び負担を負わない。

オ　「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、静岡市立清水病院が推奨するものではありません。」等の表示をすること。

カ　広告の内容については、事前に病院に広告案を提出し承認を得ること。また、差替えを行う場合も同様とする。

5　支払い条件

（1）事業者は、期日までに病院の指定する方法により、行政財産目的外使用料を支払うこと。

（2）案内板等の運用に伴う光熱費は、事業者の負担とする。

（3）光熱費は定格消費量に基づき、使用見込み額を支払うこと。

6　その他

（1）事業者は、広告主の募集・決定、広告の事前確認、広告の掲載、その他広告主との調整など、広告掲載に関わる一切の業務を行うこととする。

（2）事業者は、案内板等の製作、機器の設置及びそれに関わる電気配線等の費用を負担する

こと。

（３）合理的な理由により、案内板等の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担すること。

（４）事業者は、案内板等の破損、汚損等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

（５）案内板等の維持保守のための通常必要とする経費は、事業者の負担とすること。

（６）自然災害等による故障や修繕が必要となった場合の経費については、事業者の負担とすること。

（７）病院は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。

（８）広告物の内容に疑義が生じた場合は、病院と事業者は十分に協議を行うものとする。

（９）案内板等の撤去の際は原状回復し、かかる費用につては事業者が負担すること。

(10) この仕様書に明記されていない細部の事項については、病院と事業者が協議のうえ決定するものとする。

別紙　設置場所参考

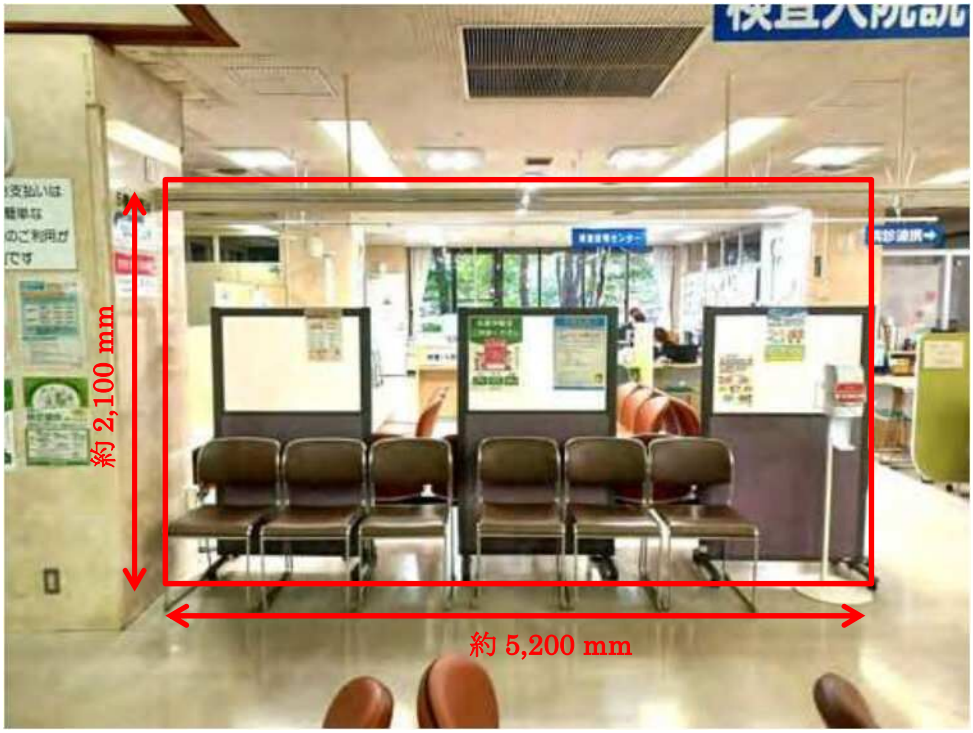

図１　検査・入院説明センター前柱横

図２　受付カウンター上部

図３　正面玄関風除室西側壁面